

社会保障協定について

社会保障協定の目的：国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決

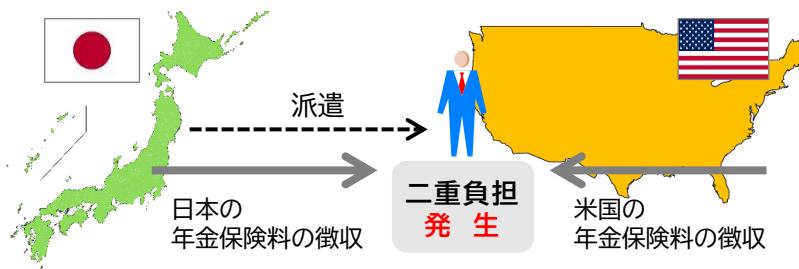
年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

① 保険料二重負担の課題 ▶ 適用法令の調整により解決

事例 日本企業から在米企業に派遣される場合

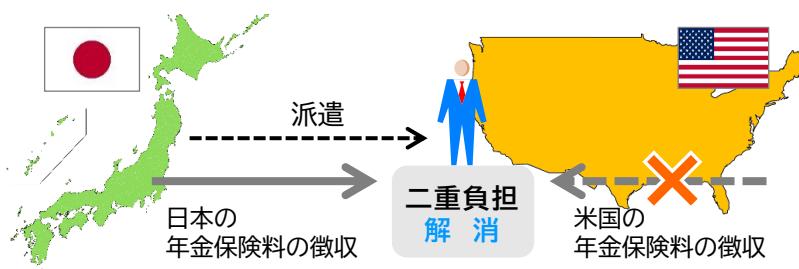
協定
発効前

日本の年金保険料と米国の年金保険料の
両方を払うことが必要。



協定
発効後

短期の派遣(5年以内)の場合は、派遣元国の日本制度にのみ加入し、**米国制度の加入義務は免除**。(原則は、就労国の米国制度にのみ加入し、日本制度の加入義務は免除)



② 年金受給資格確保の課題 ▶ 期間の通算により解決

事例 日本年金と米国年金の両方に加入期間がある場合

協定
発効前

それぞれの**加入期間のみ**で
最低加入期間を満たすことが必要。



協定
発効後

それぞれの**加入期間を足し合わせて**
加入期間を算定できる。

